

第二十六回 参議院大蔵委員会會議録第三十九号

昭和三十三年五月十六日(木曜日)午前  
十時五十分開会

委員の異動

本日委員木下友敬君及び島村軍次君辭任につき、その補欠として椿繁夫君及び前田久吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君  
理事 木内 四郎君  
西川甚五郎君  
江田 三郎君  
平林 剛君  
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君  
塩見 俊二君  
田中 茂穂君  
土田国太郎君  
苦米地英俊君  
宮澤 喜一君  
天田 勝正君  
大矢 正君  
栗山 良夫君  
椿 繁夫君  
杉山 昌作君

政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君  
大蔵省主税局長 原 純夫君  
大蔵省理財局長 河野 通一君  
事務局長  
常任委員 木村常次郎君  
会専門員

説明員

大蔵省大臣官 大月 高君  
理財調査官  
大蔵省造幣局長 脇阪 実君

○中小企業の資産再評価の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○預金等に係る不当契約の取締に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。

議事に入るに先立って、委員の異動について御報告いたします。

本日付をもつて木下友敬君及び島村軍次君が委員を辭任され、その補欠として椿繁夫君及び前田久吉君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) まず、中小企業の資産再評価の特例に関する法律案を議題として質疑を行います。御質問を願います。

○大矢正君 きこのうですか、衆議院から春日委員が来て、税率の引き下げを初めとした原案に対する修正の説明がなされたのでありますが、本会議が始まるというふうなことで、修正案に対する質問も実は多少残っておったのでありますが、今述べたような理由で、できなかったもので、質問の内容が修正

部分にも入るかわかりませんが、その点御了解をいただきたいと思ひます。

衆議院の中でも盛んにこれは論議的になったのでありますが、それは、現在の中小企業の中で、特に第一次から昭和二十九年の第三次のいわゆる大手企業あるいは中小企業を含む再評価が行われておりますけれども、今日なお取り残されておる、再評価を行わない中小企業というものは、内容的には非常に劣悪なものではないかと思ひます。であります。もちろん資本力においてもそうでありまして、それから利益の問題にいたしましても、収益を考へてみても、新しくこの法律に基いて行おうとする中小企業というものは、これはもうほんとうに内容において劣悪なものばかりであつて、こういうような取り残された劣悪な状況にある中小企業が、再評価を行うことによって、資産の再評価を行うことによつて、非常に高額の再評価税を取られるということは、これはとりもなおさずその中小企業を、むしろ資本を充実し、内容的によくするのじやなくて、むしろ悪くする結果も出てくるのではなからうかという危惧をしておりますが、衆議院におきましては二%が一・五%に下つたといへども、やはりこれでも私は無理があるというふうに考へるのであります。まずこの点からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) お話の通り、

この再評価を、税を極力安く、まあ極端にいへば全然なしでやるという角度で考へ方、これは確かにあると思ひます。しかしながら、いろいろな観点からある程度の税は取るというところで、第一次以来再評価が何度も行われておりますが、ずっとやってきております。今回もその一連の再評価の一環でありますので、そういう意味で、やはり全体とバランスのとれた税をかけるというところにせざるを得ないというふうに考へたのであります。どういふ事情からかといひますと、実質的には、戦争中、戦後を通じて、通貨価値の変動でいろいろな資産についての消長があつたわけでありまして、その中で実物資本というものは一番有利な地位に立つておるわけです。ただそれを税の面で昔の評価でしか扱われないという点が、何といひますか、その百パーセント有利な地位が確保できないというだけだということになつておつたわけなんです。他の極端な貨幣価値、これははじめにも打ち切られ、あるいはもう零に等しいというふうなものになつてしまふというふうなことになるのであります。そういうようなことを考へまして、二十五年に第一回の再評価をやつたときに、全般のそういう公平感からして、六%の税を取るという考へ方を立てたわけなんです。それにはもう一つ理由がありました。それは、やはり納税者の全部が神様みたいな気持ちでやつて下されば別だけれども、評価はふやして税金は一文もかからないとい

うことになりましたれば、こんなうまい話はないので、非常に不当な水増し評価を行ひ、もう実際の価値よりもめちゃくちゃ高い評価をしておいて、そしてそれは自後の償却で税金を減らしでもらえるということになりましたと、自後何年間の税金を合法的に脱税するやうな結果になる、そういう手が与えられるというところになります。そういうのは、やはりある程度の税を設けて、自動的に安全弁を付するということ、これは各国再評価の法制として、あまりがっちりした再評価をやつてゐる国はありますが、フランスあたりでやつてゐるところでは、やはりそういうやうなことをやつておつたと記憶いたします。その両面からこの六%という税率を設けたわけでありまして、今回の場合、六%に比べますと、政府原案はその三分の一、さらに四分の一になつたわけで、これは最終の第三次の分の強制分がかなり優遇してありますから、そういうやうな関係もあり、今回は強制はしないのだけれども、それよりもむしろ優遇しようというやうな結論になつておるわけで、お話を申し上げましたやうな観点も考へあわせられると、政府原案ないし衆議院の修正の案というやうなところは、決して大きく不当を欠くというふうには言えないのじやないかというふうに思ひます。

○大矢正君 二十五年に第一次の再評価が行われ、二十八年ですか第二次、

そしてまた二十九年に第三次という、三回の機会があったけれども、なお再評価を行ない得ない企業と申しますか、意識して行わない場合もあるでしょうけれども、そういう機会に恵まれつつも、資本の持つ内容その他からできない場合も、ほんとうの零細な企業というものは相当あると思うのでありますが、これは念のためにちよつとお尋をいたしたいと思うのですが、こういうことを聞くのは無理かどうかかわかりませんが、第一次から第二次までの門をくぐる事ができなかった、いわゆる取り残された中小企業というものは、内容構成においてどのようなものがあるのでしょうか。その点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 確かに、やはりおつしやるような面もあるとは思ひます。ただ、さつぱらに申しますと、中小企業で相当数がまだ十分突っ込んだがつもりした経理をやつていないというものが多くあります。やつていないために、実は実力は相当あるのだ、やつてみれば相当利益も出ておる、再評価で、きちんとした方がいいのだというところもあります。同時に、実態も弱い、貧弱だというものもあると思ひます。まあ、それらについて、だんだん別途、青色申告だのその他の方法で経理がしつかりしたベースに乗るようなという努力を、税の側からできるだけのことはやつておるつもりでありますけれども、従ひまして、今まで再評価をやつていないというものは、まあ広く言えば玉石混濁ではないかと。石の方がどの程度あるかということは非常にむずかしい。これはまあ、いわば営業所得、あるいは中小法

入に対する課税についてよく言われます、実態をよく握つていないのではなにかという面と表裏な問題で、ちよつとそのふり分けはむずかしいのではないかと。これをまた別の面から申しますと、私も税をやつておりました、なかなかそういう面の課税が十分実態に即し切れないというのを、遺憾ながら認めざるを得ないというのが実情だと思ひます。というのは、非常に苦しくて経理どころではないという企業もあつたけれども、また一方では、百万、二百万の所得が抜けておるものがごろしておると言われるように、その面で、かかるべくしてかかつていない税があるということも、これまでよく指摘されるようなことです。そういうふうな意味から、この辺のところは、何といひますか、弱みから再評価ができないというだけではないといふ、税で見れば、戦争中戦後を通じての経済的な混乱、また社会的な混乱、その中から、税に対するいろいろな考え方についても昔ほどはつきりした考え方が弱くなつておるといふうなことから出ておる、病的な現象があるのではないかと。この辺はわば時間をかけて一歩々々直さなければならぬ。従つて、お話のような面もあると思ひますけれども、それだけで一律には論ぜられないのではないかと。いふうに、大へんウエートのわからない御答弁になつて恐縮でありますけれども、私としてはそんな考え方で考えております。

○大矢正君 私が開いておる範圍では、間違つていたら御訂正いただきたいと思ひますが、この資産再評価の特例によつて出てくる予定収入というものは五、六億ではないかという話を聞いたのでありますが、その程度のものですか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 再評価によつて見込んでおります税額は、まあ一応の見込みであります。再評価税として、法人、個人合せまして四億と五億の間——四億五、六千万円だろ、これを政府原案でも二年間で分けて取りますから、会計年度としては三年くらゐになると思ひます。初年度は、政府の原案でも八千万弱と見ております。これが衆議院の修正で半分くらいになるといふようなことであります。

○大矢正君 今あなたのおつした四億五、六千万というのは、これは二%の課税を一応標準にして考へてそのくらいになるということですね。そうすると、今度衆議院の修正によつて一・五%に、〇・五%下つたのですから、そこでまた、かなり下つていくことになるのでしようね、結論的に——

○政府委員(原純夫君) お話の通り、四億五、六千万といふのは、再評価税の総額これを三年で分けて取るということになります。多分三年度におさまります、これが政府原案であつた。これが衆議院の修正では延びて四年度になるわけですね、会計年度としては、そして初年度の分は初年度一%取るという前提でありましたのが〇・五%になりましたから、それだけで半分になる。その上に法人の申告の期限が五月末が六月末になりますので、それが影響して、半分よりちよつと下になる。初年度の見込みでは七千八百万円だつたのですが、半分よりちよつと

下になつて、四千万円くらい減るだろうというふうに私も思つております。○大矢正君 これはまあ大蔵大臣とやりあうような内容わかりませんが、おそれらくここで中小企業の資産再評価の特例を認めてやられるという趣旨は、これはもちろん根本的には中小企業の資本充実ということが中心であらうこととは、これはもう疑問の余地がないと思ひますが、当然その評価替をするに当つては、時宜に適した時期を考へた方向ということで、経済状態その他も考へてこれは作られたのではないかと私は思ひます。インフレ、デフレという、そういう時宜に適した時期を考へたいいわゆる方向であり、特にこれが今年出たというところは、昨年来、非常に神武以来というふうな言葉があつてはまるかどうかはしらぬが、そういうふうには、何と申しましようか、景気が非常によろしくなつておるから、この時期に一つこの将来のために評価替をするということと、私は大蔵省は考へることだろうと思ひます。こういうふうな想像されるのですが、その点は私の考へが間違つてゐるかどうか、一つお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 今お話のこの法案を提出した理由、及びこの際この法案を提出するということは、その基礎にどういふことを考へてやつたのかというお尋ねでございます。この点は、やはりある一部には、お話のようには、第三次の再評価の際には、まだ中小企業の中では、今お話のありましたように、なかなか収益の状況その他からいつて再評価をすることまでいかなかつたような企業も相当あつたと思ひます。経済がだんだん大きくなり、

ある程度強くなつてきて、再評価ができるような条件がだんだん整つてきたという企業もあると思ひます。従つてこういう企業に対しても再評価のチャンスはすでに三回も与えられておつたのだから、もうよろしいといつてしまふには、あまりにも中小企業というものの実情に即しないのじゃないか。こういう際に、やはりだんだん企業が充実してきたもので再評価をもう一度やりたいという企業が出て参りました場合には、この中小企業というものを育成していくという立場からやつていくらしいじゃないか。その基礎には、やはり経済がだんだん大きくなり、強くなつてきて、中小企業の中でも、従来はそういうものができなかったものが、だんだんそういう力がつて再評価ができるような条件が整つてきたものが出てきたということをつかまへまして、私もこの新しい法案を提出したと、こういうわけでありま。

○大矢正君 これは第三次に行なつた昭和二十九年の場合は、これはたしか強制的に評価替をしてゐるわけですが、今度の場合は、これは任意であつて、希望する者はやりなさいということなんです。だいたいこれは二十九年のときとの面では相違があるわけですね。これは私はこう考へるのです。すぐ税率と結びつけて悪いようですけれども、やはり資本を充実させて中小企業を安定させなければならぬといふれば、やりたい者はやれ、やりたくない者はやらなくてもいいというふうな、そういう非常に任意な形態をとる方向ではなくて、やはり強制的にやらして、日本の国全体の企業の中でそういう非常に相違をした資産をもとにして

企業をやるといふような形がないこ

とを望むべきではないかと、こういう

ように思ふのですが、基本的には、や

はりもう全部の企業に再評価をやらせ

て、そうして資本の充実をはかり、ひ

いては中小企業を安定させるというこ

とが、これは当然の目標にならなけれ

ばならない。しかしその場合に、それ

では強制的にやらせようとしても、持

つ資本の内容から、特にできる場合も

あるし、できない場合もあるから、そ

ういう面では、税を、極端なことを言

うであつたが、むしろ無税に近い

方式をとつて、全部の企業にやらせる

ということの方が、私はよいのではな

いかというふうに思ふのであります。

もちろん原さんのおっしゃる通りに、

もしこれをやると、いわゆる資本の水

増しをやられる、法人税をどんどん脱

税をされると、こういう危惧も、もち

ろんあるわけでありまして、けれども、

それはそれなりに私はまた打つ手がある

のじゃないかと思ふのですが、私の

考えが間違つておりましたか。その

ことをお尋ねしてみたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 御質問の点

は、理想としては、やはりその資産と

いうものを実質的な価値に近いところ

に持つていって評価をして、それを基

礎にして事業を営み、また税も払う、こ

ういう形の方がよい、こういうお話で

あります。これは私、その通りだと思

ひます。ただ、その場合において、中

小企業と一がいに申しますが、これは

御案内のように、いろいろの形のもの

が――資産の内容がそうであり、資産の

構成がそうであり、収益の状況がそう

であり、いろいろの事態のものがあるの

でありますから、それを一律に強制す

るということは、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

企業に不当な負担を負わせるというこ

とになるおそれが多いのであります。

そういう場合におきましては、これ

をそういう実情を無視して強制するこ

とより、やはり、かえつて一部の中小

高いから、もう少しがまんして待つていたら、それが三％になり、やがては、ただになるだらうから、それまでやらないうで待つていようなどというよいうな内容のものじゃなくて、やりたくても、なかなか今までは六％というよいうな高い内容でありますからして、できなかったというのが大部分のこの状況ではないかという気がするのです。もちろんあなたのおっしゃられる通りに、法人税の問題では、これは評價替をすればいいのじゃないか、将来得をするのじゃないかと、もちろんその通りでありますけれども、それは今すぐの問題ではない。それからまた、かりに他との均衡が破れてしまうののじゃないか、今まで一次から三次までの間に行なつた中小企業から文句が出るのじゃないか、確かにこれは文句が出ると思います。しかし今言つた通りに、今度行おうとするのは、ほんとうに今までやりたくてもやれなかつたのが残つたということでありまして、内容において非常に有利な経理内容を持つているものが意識的にやらないというのではないのだから。そういうものもある程度私は理解がいくのじゃないか。それからまた、基本的なこの再評価をやらせるについての考え方として、日本の経済もだいたい昨年から本年にかけては好況の波に乗つておるので、その恩恵が中小企業にも相当浸透しているだらう、だから多少のことで税金をとつても評價替をやるのではないかと、こういう判断だらうと思うのであります。しかしこれは先日、まあ、ほのかの大臣の言つたことを引き合いに出してまことに申しわけないのであります。すけれども、松浦勇輔大臣なんかは、

これは今の中小企業は絶対神武景氣というものはないということを、あの人は、はっきり断言している。あなた、そんなことを言ったら内閣総理大臣から怒られはせぬか、いや、私は断言して言える、そこまで言っているわけです。なぜ労働大臣がそこまではっきりしたことを言うかというと、大臣自身がやはり中小企業を自分で経営してやっているから、中小企業というものがほんとうに今日神武景氣の好況の中に入っているかどうかということをも身をもって経験している、私は言っていると思うのです。だからして、そういうような状況から考えて、今の好景氣から余力があるということも、これは考えられないというふうに私は考えるのでありますが、特に一番最初申し上げた、やはり税金を払わせる場合には、何といつてもこれは最低の状況のものを中心に置いて、といつては悪いのですが、それを基準にしてやはり上へのばして、いくことが好ましいのじゃないか。それがそうなって参りますと、原則的に、これはもう払いたいという氣持があつても払えない場合がある。そのためにこれは評価がえをやりたくても結局はやれない。そこでまあ何年間の延納措置というものが具体的にでき上つておれば、これはある程度考えられるのでありますが、ということも法律の中ではあまり取り入れられておらない。そうなつてくると、最低の状況にあるものは、なかなかこれの恩恵に浴することができないし、評価がえをすることができないということになるのでありますが、そういう最終的のお尋ねをした特別の内容に限つては、延納を認めるとか、あるいはそ

れに限って免除をするとかいうようなお考えは持てないものでしょうか。これは単に私がここで申し上げるのじやなくて、おそらく皆さんのところへ配られているように、商工委員長松澤さんの名前で、こういうものがすでに出されているのですがね。この延納ないしは免除を認めてもらいたいというようなことが出ている、これがやはり中小企業を現実的に預っている商工委員会を代表した委員長の方としては、私は妥当なものだと思うのであります、が、どうでしょうか。

○政府委員(原純夫君) この税は、先ほど申しましたように、一方で企業資本の充実をはかるということは、税でいいますれば、毎年の税が安くなるという利益がありますものですから、再評価をして負担にたえられないということは、再評価しても負担にたえられないということは、利益が出ないで、償却すべきものが残らないという場合しかないと思うのですが、そういうようなものは、実は先ほど申したこの再評価の税に対する悪い影響という面では一番心配なものなのであります。今まで一次、二次、三次とやって今度、四次までやる。そのいずれでもどうももうからぬからやれないというところ、それをまたやらせる。税をまけると言われますと、これはまことに値打のない資産を持つていて、それも昔買ったものだから、再評価して将来の償却の権利を留保するということと言われますと、税法でもそれは困る。つまり値打のないものを値打があるように評価して、将来それで税金をまけてもらう、それは困りますというのが税の立場であります。それが

先ほど申した水増しを押えるという見地で、また今までの再評価法でも、何年か前に取得して、指数でやりますとこれだけになる、しかし実際に陳腐化した何かで値打のないものは、そこまではやらせませんという規定を入れていたにいたっているのです。一次でも、二次でも、三次でもだめだった。今度のもうからぬといううなもの、そういう意味では一番合わないものじゃないか、従つてそういう場合を例にして、だから延納ないしまけるということにしろ、またそういう部分についてだけでも認めろという御要求はそう強くないのではなからうかと思ひます。一次のときなどは、どうもやる気はなかつたので、一度におやりなさい、今悪いけれども、いずれ伸びるのだという御判断のつくものはおやりなさい、それはすぐには納めるのは困難でしょうから待ちましよう、こういう規定があるわけです。今度のは四度目ですから、その辺も納価者に対する説明としては十分つくんではないか。また中小企業であるから、やはりあまり複雑なことをしないということも一方ではあるわけですが、それらをいろいろ考へて、御心配になるお気持はよくわかるのですが、その辺は、やはりかえつてむしろもうこういうすばつとした行き方で行つた方が実体にも合ふのじやなからうか、大へん言葉を返すやうで何ですが、私どもとしてはそういうふうな考へております。

○大矢正君　これは水増しをしてそのことによって法人税のがれるということとは、これは正しいことじやなくて、やめさせるべきだと思いますが、これは私はそういうことが起るのでは

ないかという前提に基いて、そのために税金を取るといふ行き方であつて、むしろとにかくやってみる、そして、そういうような非常に水増しが多くて、法人税を脱税するような傾向が出てくるという危険性が発生してきたときに、法律において何か制約を加えるとか何とかいう方法がいろいろのじやないかと思うのですが、どうでしょうね、こういう点は。

○政府委員(原純夫君) それは率直に申しまして、この税務官吏の現在の陣容と、持っている仕事と考えて、そうして再評価といふものをおしやるということになりますと、非常な手数にならぬことになりまして、各企業の資産を全部洗つて、そしてしかも、陳腐化の度合をはつきり判定してやらなければならぬことになりますから、とても及びもつかない仕事になりはせんかというように思います。これは第一次の何をやりましたときから、そういうようなことは議論になりまして、関係者一同、そういう判断でずつときております。今特に、今回の中小企業ですが、そういう意味では困難といふものは非常に大きいだらうと思ふのです。帳簿價格をはつきり記録して残しておるといふところがむしろ少い、まあ処置ないといふようなものも相当あるのじやないかといふふうな思ひます。やはりそういうような点から、この二％あるいは一・五％でどれだけ水増しが防げるのか、やはりそこは、あるとなんとは相当違うのじやないかといふ抽象的なお答えにしかならざるを得ないと思ひますが、やはりなしにして様子を見て、ということでは、もう私どもとしては心配で

しようがないというふうに思います。

○大矢正善 これはどっちに關係をす

るかわからないのですが、固定資産税

に關係して、ちよつと衆議院でも問題

になつておつたようであります、特

に全部が時価でやられてゐる場合には

問題がないが、そうじゃない場合に、

この法律の適用を受けることによつて、

固定資産税が非常に大幅に上るのじゃ

ないかという問題が出ておつたので

が、今の状況では大部分、ほとんど

いっていいくらいの内容のものが、全

部時価で評価をされておるのかどうか、

その点ちよつとお尋ねしておきたいと

思います。

○政府委員(原純夫君) 固定資産税に

つきまして、全般的な判断として、時

価で評価されておるかどうかという点

になりますと、にわかにお答えいたし

かねると思ひます。感じとしては、本

件の対象になります償却資産につきま

しては、時価ベースにはほぼ統一されて

おるのじゃないかという一応の何と申

方をしておりますと、私どもそう

いうふうに思つております。

○委員長(廣瀬久忠君) 本案に対する

質疑は一応この程度にいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、酒税の

保全及び酒類業組合等に関する法律の

一部を改正する法律案を議題として、

事務当局より内容の説明を聴取いたし

ます。

○政府委員(原純夫君) 御説明を申し

上げます。

改正の中身を大きく分類しますと、

一つが規制事業というのがございます。

組合の行ふ規制事業、業界が不安

定になるといふような場合における規

制事業について、その前提条件を若干

調整し、規制事業の中身をふやすとい

うのが第一のグループであります。第

二のグループは、組合の構成が、地域

的にあるいは組合によりまして非常に

多数の組合員を擁するといふ場合にお

きまして、現在のこの總意を反映させ

ます制度が不十分であるといふよう

業の経営が不健全となつており、又は

なるおそれがあるため、酒税の納付

が困難となり、又はなるおそれがあ

ると認められる場合において」とい

うことになつておりました、規制の

中身がイ、ロ、ハ、ニ、ホと五つ項

目が出ております。今読み上げまし

た前提条件は、現行法におきまして

は、経営が不健全となつたためとい

うことと、おそれがあると認められ

るということになつておりますが、その

前に「酒類の価格がその酒税額及び原

価に照らして低下し、又は酒類の代金

の回収が遅れる等」といふような表示

がかなり特定のになつております。こ

れを若干一般化した表現にするとい

うことになつております。それから中

身につきましても、従来の規定はイ、ロ

の二号になつておりましたのをイ、ロ、

ハ、ニ、ホと五号にして若干その範囲

を拡張するといふことになつており

ます。これらはたゞいま別途御審議

願つております中小企業団体法案、あ

うことで、団体法と同様の規制が必ず

しも望ましくないといふ面があります

のと、もう一つは酒類業界は非常に重

い酒税、小売価格の三分の二に近い税

金を負担した商品を生産し販売すると

いうことになつておりますので、団体

法におけるような特定のグループが自

分の利益を守るためには十分に強い力

を發動するといふような形のことをや

りますのは非常に危ない。いわばみ

なが重い荷物を頭の上によつて歩い

てゐるというやうな業界でありますか

ら、その辺を十分考へて慎重にいたさ

んならぬといふやうなことから、団体

交渉といふよりも規制の範囲を若干広

げるといふことで、まあ対応的な考

方です。申しますれば、中小企業安

定法の形になつておるといふこと、その

中身の気持はたゞいま申し上げまし

た。それから第二のグループの規定とい

は、三十九条の二に評議員会の規

定がございまして、これは組合員の規

定がございまして、これは組合員の規

末端の組合員から選出された評議員に

よつて評議員会を構成する、そして

意見を述べ、また諮問にこたへるとい

ふやうなことにいたしてあります。こ

れがたゞいま申しました三十九条の

二、八十三条の二といふことでござ

います。

自余の検査員制度、特別議決制度、

交付金制度といふやうなのは輕微に

たりますので省略いたします。大へん

簡単であります、大ざつぱにおもな

条文を申し上げます、そういうやう

なことになります。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは本案

についての質疑は後日に譲ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に預金等に

係る不当契約の取締に関する法律案を

議題として質疑を行います。

○土田國太郎君 これは導入預金の問

題——そうですね。導入預金で、それ

を、担保としないで第三者に無償貸付

をする、保証はなくて貸付をするこ

とはいふことだ、それが、それで俗に

五

取締等に関する法律というのがござい  
ます。その第四条におきまして、今  
媒介の手数料の最高限度を法律で規  
定してございます。これはその貸借の金  
額の百分の五に相当する金額をこえて

はいけないということでございまして、これ以上の媒介手数料を取りますと罰則がかかる、こういうことで、別の面で規制いたしております。

○土田国太郎君　その罰則は大体どんなものですか。簡単でけっこうですか……。

○説明員(大月高君) 三年以下の懲役もしくは三十万円以下の罰金でございまして、これは今回提案を申し上げております法律の罰則と同じでございます。

○委員長（廣瀬久忠君） 本案に対する  
質問は後に譲ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、臨時通貨法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○平林剛君 この臨時通貨法にからんで最初にお尋ねをいたしたい点は、この法律案の成立を望んでいる団体が私のところへしばしば陳情に来られます。ぜひ一つ今度の議会で臨時通貨法を通してもらいたい、こういう要望が造幣局の職員の側から強く行われておりまして、私もその角度からこの法律についていろいろ検討したこともあり、ます。これらの諸君の希望は、もし今回百円銀貨の鑄造がないと、造幣局の仕事がなくなってしまう。だからぜひ一つ、造幣局の仕事がなくなってしまう、工場閉鎖あるいは首切りというような問題に発展をしてくるおそれがあるから、何とかして通過成立させて

もらいたいのだ、こう言われて来るわけでありまして、百円銀貨の鑄造がないというと、造幣局の仕事がなくなってしまうというのはほんとうでしようか。

○説明員(脇阪実君) 造幣局の労働組合の方からそういう陳情があるというお話ではありますが、それはもちろん気持はよくわかりますが、しかしそれ

は百円硬貨という問題が、百円硬貨が発行されることになりましたれば、仕事かふえるということは、これは当然で

ありますが、従って反対に言えば減ることが予想される、こういうことはいわれると思います。しかし果してそれがないと、ふえるのがなくなるわけですから、影響はありますけれども、そ

れじやすぐそれだからといって閉鎖になつてしまふかということは必ずしも簡単に言えないと思うのです。それは御案内のごとく一円、五十円それから十円と今まあ通貨があるわけでありまして、たとえば今年も五円もある程度

作っております。十円も作っております。一円もむろん作っておりますから、これは労組の關係からいえば、それは仕事かぶえる、そういうことを希望することはやむを得ないと思います。が、それだからといって、それがなければ、それじやすぐ閉鎖になってしまうかというようにことになりますると、ちよつと簡単に申し上げられませんか。

○土田國太郎君　今、平林委員から造幣局の職員問題が出たのですが、私はあべこべに、そのために今度は印刷局の職員の首問問題が起りはしないかということが一点と、今までにミツタをよ作りになっている農村、ああいう連

中が干上りはないか。これに對する相當の救済策とか、將來の政策というような問題について、當局の方ではなんとか手当てしておいででしょうか。それを伺いたい。

○政府委員（河野通一君） 最初に平林さんからの御質問に補足してお答え申し上げます。

しましても、これは予算その他で御  
存じかと思いますが、大体百円硬貨  
を五千万枚作る予定であります

が、そのほかの補助貨が枚数にいたし  
まして、五億七千五百万枚ということ  
になっていくわけでありす。それを考  
両方合計いたしましたして、六億二千五百万  
万枚ということでありますからかりうに

にしても、枚数からいえば、約一割弱ということでございます。従いましてそれぞれが直ちに百円硬貨を作らなかつたら、とたんに工場閉鎖をするというところまで影響しないということだけ御参考

すでに申し上げておきます。

それから土田さんの御質問であります。これはミツマタと造幣局の職員の問題と印刷局の職員の問題に関連いたしますが、まず第一にミツマタの所要量の問題について申し上げます。私どもの立てております見込みこれははつきりその見込みでありますから。はつきりその通り一厘一毛違わないというわけには参りますまいが、割合かたく見積つております見込みから申し上げますと、ミツマタの所要量は、百円硬貨を作ることによつて、現在所要いたしておりますものよりも減るといふことには相なりません。具体的に申し上げますと、大体三十一年度が三十五万貫のミツマタの所要であります。それから

以三十二年度に於きましては三十九万貫ということになっております。大体三十五万貫を下ることはありませんので、大体三十九万貫前後のところで二十年程度は所要をされる。従つてそ

れだけのものは買っていくことになる見込みであります。従いまして三十一年度よりは相当大幅に所要量がふえるということに相なる見込みであります。

それから、印刷局の職員の問題であります。これは他の原因についての事柄については、私から申し上げ資格

もありませんし、また権限もないわけでありますが、百円の硬貨を作るといふことに関連して、印刷局の職員にどういう影響があるかというのをいろいろ計算いたしてみますと、これはい

いろいろな要素がありますので、それらを総合して組み合せた結果、百円の硬貨を作るといふことから職員の整理をしなければならぬ、人員を減らさなければならぬといふことは、大体十年程度のところを見込んで見ましたが、

万、起らないという見通しでありま  
す。

それから、造幣局の方におきまして  
も、これは百円の硬貨を作りません場  
合には、人員の問題に若干影響がある  
かと思いますが、百円の硬貨を作つて  
参りますれば、その通貨の製造の關係  
からする人員を整理しなければならな  
いといったようなことには、まず、な  
らないであらうという見込みでありま  
す。

○平林剛君　私の最初の質問に対し  
て、もう造幣局長と理財局長の答弁に  
食い違ひができてしまった。私は百円  
銀貨の鑄造をせないというと、造幣局  
の仕事がなくなつてしまふ、あるいは

そのため、工場閉鎖、人員整理という  
ようなことが起るのかと聞いたら、理  
財局長はそういう心配はない、そのた  
めに私が質問したようなことは関係が  
ないという御趣旨を言われた。あなた

はもし百円硬貨の鑄造がないという  
と、それに若干の影響があるというお  
話を今土田委員の質問に答えられた。  
この点のほんところは一体どつ

○政府委員（河野通一君） 造幣局長が

御答弁申し上げたところと私の申し上げたところと違っていないはずであります。造幣局長も、今平林委員からの御質問は、百円の硬貨を作らなければ工場閉鎖するような事態になるといつ

たようなことがあるということであったので、工場を全部閉鎖してしまわなければならぬような影響はない、こういうことを申し上げたのではないかと思います。その限りにおいては、私が申し上げたところと変りがないの

じやないかと思ひます。

○説明員(脇阪実翁) 今理財局長から申し上げましたように、私はすぐそれは、さつき申し上げましたように、將來通貨はどれだけ減るかわかりませんけれども、それじゃ、あすすぐ作らぬと全然仕事がないかといわれると、それはそうではありません。造幣局としては、それは百円硬貨を発行していたんだけば、仕事の面からすると、それだけふえるわけでありますから、私としては非常に希望するところであります。が、それではそれがなければ、全然仕事がないかと言われると、そういうわけではありません。仕事がほかにもありますから、見通しはむずかしいけれど

ども、と、こういうふうに申し上げたわけでありませう。

○平林剛君 将来はやはり影響が出てくる、こういうふうな趣旨で理解をしていいのですか。

○説明員(阪阪実君) 将来になりますと相当出てくると思います。今、一円も御承知の通り作っております。これがだんだん先細りになっておりました、これがずつと先、たとえば五、六年先になつて参りますと、非常に出てくると思います。

○平林剛君 かりに、百円銀貨が鑄造されることになつても、これを鑄造する工場は大阪とか、東京とか、設備のある所で作り、広島造幣局においてはこの設備がない、こういうことになりまふという、どういふふうな影響になりますか。

○説明員(阪阪実君) それはさいせんも申しましたように、今、たとえば銀貨を作つた経験とか、また、一番人員も多いわけでありませうが、そういう点から申しますと、この銀というものは貴金属でございますので、その経験も、あるいはその心がまえといつたような点から申しますれば、大阪の本局で作るのが一番適當であるし、そういうふうにしたいと思つております。しかしさいせん申しましたように、それじゃ広島がどうなるかということになりますと、さいせんも申しましたように、ずつと先のことはなかなか予測が困難でありますけれども、現在のところでは十円も五円も作つておるわけでございます、広島、東京、大阪、この三つの間の技術がそう違ふとは思ひませんが、いろいろ歴史的な伝統であるとか、あるいは大きさとい

うものを考えまして、公平に、銀貨は大阪でやりまして、たとえば一円を東京、広島でやらせるとか、あるいはまだ十円が相当要るといふことであれば、十円をまた広島で作るといふことも考えられる、こういうふうな考えであります。

○平林剛君 今日まで臨時通貨法に因つて非常に間違つた点から議論されておつたことが実は多いのじゃないかと思ふのです。たとえば、率直にお尋ねしましたけれども、百円硬貨の法律が通らないといふと、造幣局に工場閉鎖や首切りがあらはれないかといふようなことで、またその反対の面もありまして、議論をされた傾向が非常に強い。これは政府にもある程度責任があるのじゃないかと、私はそう思ふのです。そこでその一つの例として申し上げるといふと、今通用しております五十円貨、十円貨、一円貨、この硬貨の製造について、どうも日本銀行が通貨の発行あるいは取り扱ひの総元締め立場から、政府に要求をしておる昭和三十三年度の製造要求と、実際に鑄造されておる数量とが違つてゐる。いわば本来は通用中の貨幣については、日本銀行の政策で検討したものが通貨量であるいは製造量として行われるのが一番責任ある立場であるのかかわらず、それと実際の予算に組まれたものとの違いが出てゐる。つまり現在でもいろいろな貨幣を鑄造しなければならぬのに、それを抑えておるのではないかと

いう傾向が見られるのです。そこで、私念のために、日本銀行が政府に対して要求しておつた昭和三十三年度の製造要求は一体どういふふうになつておりましたか、これを一つお

聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) これは御案内のように、日本銀行が補助貨について製造要求をするといふことは、これはないわけですか。ありません。従つて製造補助貨は、これは政府の出すものですから、要求するといふ筋合ひではありません。ただ希望として、十円なら十円のコインが割合要求が多いから、これにできるだけ重点を置いて作つていただきたいとか、そういったような意味の希望はいろいろ伺つておりますが、これが具体的な数量を、日銀から要求としてどの程度といふものをもらつたことはございません。

なお、これらの点はいろいろ考えまして、私どもとしては、補助貨の必要とされる数量の製造は、この計画のうち折り込んでおる。もちろん見方には非常に悪いのですが、そういった見方もあると思ひますけれども、私は今の場合において、この程度の計画で進めることによつて補助貨としては足りなくて困るというふうな問題はまあ起きないと思ふのであります。

それからこれはもう一べん、あるいは御質問以外のことにお答えすることになるかも知れませんが、先ほどのお話の点にちよつと補足して付け加えておきたいと思ひますのは、かりに本年度百円硬貨を作りません場合におきましては、何ほどの造幣局の人員には影響がある見込みであります。ちよつと数字をはつきり申し上げられませんが、何ほどの人員には影響がある見込みであることだけをつけ加えておきます。

○平林剛君 この補助貨の発行、それが幾らあつたかという適切な判断をするのか、あるいは日本銀行であるのか、あるいは政府であるのかといふことは、法律上は詳しいことを知りません。しかし、私の得た資料によりますと、昭和三十三年の製造要求書に對して昭和三十三年の製造要求書を提出している数字を申し上げましよう。一円の貨幣については、これは五億枚、金額にして五億円、これに對して昭和三十三年の予算書の積算はその通りに組んである。ところが五円の貨幣については、四千万枚の要求が出てゐる。額にして二億円である。ところが政府の三十三年度予算の積算はゼロになつてゐる。それから十円貨幣は、日本銀行からの政府に対する要求は一億枚になつてゐる。これに對して政府の予算はその半分の五千万枚に終つてゐる。五十円貨幣は、日本銀行の要求は四千万枚、額にして二十億円。ところが政府の予算では二千五百万枚である。こうなるといふと、私の資料では、こういう想定がなり立つ。日本銀行の要求も抑えて、政府の方では当然通貨の発行及び取扱いの総元締め立場から、現実に政府に要求しているのに對し抑えておるといふことになりはしないか。つまり、百円銀貨が出ないといふと、造幣局の職員は首切りが出るよと、こういうふうな心配をさせながら、一方においては当然日本銀行から要求している必要量を政府の方が押さえてしまつて、よけいその心配を増大させているような傾向が現れてゐるわけですね、これは一体どういふわけですか。

○政府委員(河野通一君) 先ほど申し上げました通り、日本銀行からの要求といふものは、私どもは受けておりませんが、その希望の数字はあるいはあつたかも知れませんが。私どもは私どもの立場からその必要な量を確保するといふ観点に立つて計算をいたして、この程度で十分であるといふ計算を立てたわけでありませう。現に総枚数におきましては、三十一年に八億三千万枚でありませうのが、三十二年に八億九千万枚、約九億——八億九千八百萬枚、九億近くの枚数といふことになつてゐる。この枚数は、まあ相当さういふ必要の点も考慮して計算をいたしたつもりでおるのであります。私どもは別に特別なほかの意図を持って、必要なものを押さえた、ほかの意図から押さえたといふことは、これは全然ございません。いかに言われてもないので、さういふ意味でなくて、まあできるだけ必要なものは出す、しかし不必要に——それは多々あります。つまり意味からいへば、これはほとんど作つていったらいいじゃないかといふ議論はあるかもしれないが、さういふ場合に造幣局自体の作業の安定をはかるといふことから見て、枚数は減らさなければならぬといふことになるかも知れぬ、さういふことも頭に置いて考える必要があるといふことで、私どもはその必要な点は満たしておるといふつもりでございます。

○平林剛君 政府の理財局長の言によれば、あなたは補助貨幣の必要量については満たしておる、こういう。日本銀行の発行局長や製造係長の方では多々ますます升じて、こういう要求をし

ておる、こういうあなたの答弁になつてゐるわけですね。まあこれは日銀の方が多々ますと弁じて必要以上の要求をしてゐるかどうかというところは、それが判断してわかるのかということ、きょうは別問題にいたしまして、ただ私が日銀関係の人の御意見を聞くという、少くとも五十円貨幣と十円貨幣は発行元準備金が著しく縮減をして、昨年末では十円の貨幣について、わずか二億円の準備金に落ちてゐる。それゆゑに政府に対しては、ことは少くとも五十円では四千万枚必要だ、十円では一億枚必要である、こういう要求をしてゐる、こう聞いておるわけでありませう。これが多々ますと弁ずてもつてはねのけられるものかどうかというところは、かなり問題があるのじゃないかと思ふ。特に五円の貨幣につきましては、今穴のあいてゐるやうな、穴のあいてないのができてゐまして、これなども本来であれば統一をしていくという仕事もあるはずであります。ところがこれは準備高がないのでできないという実情も聞いておる。そうすると、日銀の方が多々ますます弁じてゐるのであつて、あなたの方は何か特別の目的はない、こうおっしゃるのだけれども、見解の違いで、結局、造幣局の仕事がなくなつてしまふという形に追い込んでゐるのじゃないだろうかというところは、想定ですがね、そういう感じを私は持つてゐたのであります。ところでこの件に關して日銀の副総裁は、造幣局に対して政治折衝をするという話を私は聞いたのでありますが、その話はありませうか。

○説明員(脇阪実君) どういう政治折

衝ですか、全然私は承知しておりません。

○平林剛君 結局、日本銀行としては、通貨の発行及び取扱いの総元締め立場から、補助貨幣はこれこれ要する、ところが政府の予算積算におきましては著しく圧縮されておる、そういうことでは日本銀行は多々ますます弁じてゐるわけではなく、全般的な立場から考へてこれだけ必要だといふのに、政府はその発行を押へてゐる。そこでこれはいかぬといふので、造幣局に対しては、そのことについて話し合ひに行かうといふような話を聞いたのでありますけれども、全くそういうお話はありませうか。造幣局に言つたのか、政府に言つたのか知りませんが、政府に言つたのか知りませんが、三十二年の予算が組まれる場合に、そういうお話は全くありませんでしたか。

○政府委員(河野通一君) 造幣局の方は私はよく存じませんが私の方ではそういう話はございません。ただ先ほどもお話がありましたが、十円とか五十円については、できるだけふやしてもいいという希望は私は聞いております。これはたびたび話し合つておりますから、これは先ほど申し上げましたように、希望は聞いておる。具体的に何万枚がどうかということとは私は聞いておりません。

○平林剛君 希望とか要求とかというやうな言葉の違いだけであつて、事実日本銀行側においてはある程度の希望を述べられ、あなたの方がそれを押へられておるといふことだけは今のことで明らかです。しかしこれは問題の本質から離れてゐる。ただ私は冒頭申し上げたように、この臨時通貨法の通過を

めぐつて、そういう角度から通せとか通せないといふやうなことが多く議論されておる。そこで特に問題の一つ指摘をしていただいたのであります。ただ現在まで臨時通貨法を成立してもらいたいという空気の中にはそういうことがかなりあつて、本来の本質を離れた議論も行われておつたといふことを指摘しておきたいわけがございます。

そこで今度は銀の地金の問題について若干お尋ねをしたいと思ひます。臨時通貨法による百円銀貨の製造高の計画について少し御提示を願ひたいと思つておるわけでありませう。製造高の計画はどういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(河野通一君) 今見込んでおりますのは、本年度においては五千万枚、来年度以降約十年はかりの間に八千万枚、正確に言いますと九千間に各一年に八千万枚、初年度五千万枚にいたしましたのは、やはり法律の通過及びそれに基いていろいろ製造の準備が要りますので、実際に製造にかかりますためには相当時間のずれがございますので、その安全率をとりまして五千万枚ということにいたしましたわけでありませう。大体今後十年間に七億数千万枚、八億近くの百円硬貨を作る、こういうつもりでございます。

○平林剛君 理財局長の話によりまして、と、大体十年計画で八億万枚の百円硬貨を作る。この場合に銀の地金が相当必要になってくると思はれるわけですね。ところがどうも現在の国の銀の地金の保有量からいまして、昭和三十一年度の五千万枚を製造すると、大体地金の方が不足をしてしまふといふやうな話も聞いておるわけであり

ます。それはどうでしょうか。

○政府委員(河野通一君) ただいまのところではいろいろな形で二百トン程度のものは、今持つておりますものもありませんし、これからいろいろな形で政府の中にもありますものを収集いたしますと、大体二百トン程度のものがすぐさしあたり使える状態にありませう。従ひまして、本年度予定通り五千万枚を作り、来年度以降続けていくといひます場合には、一個当りのコインの銀の純分をどの程度にするかといふことにもよりませうけれども、大体今から考へまして、一年半程度のものは持つてゐないか、さういふ考へておられます。なお、私どもはその問題と直接結びつきはございませんけれども、例の政府において接収いたしてあります貴金属の中に、政府の所有になります銀が相当あるわけがございます。これはもちろん法律の手続を要しますから、今すぐどうといふことはございませうが、これはなくなるもの、じゃございませうから、これはいづれは政府によつて何らかの形で現物自体は使える状態になるものでありますから、これらの問題を頭に置きますならば、銀の純分をどの程度にするかによりませうけれども、大体八億、七億数千万枚程度のものを作るには、今申しましたやうないろいろなソースからの銀を使用することによつて、まず不足することはあるまいという見通しでございます。

○平林剛君 そうすると現在政府が保有してある二百トンの銀の地金で大体一年とちよつとぐらゐの仕事はあつて、あとはなくなつちまう。そこで終局現在継続審議中の接収貴金属の処理に

関する法律案の成立を待つてこの銀の地金に充てる、こういうお考えのようでありませうけれども、ところがその接収貴金属の処理に關する法律案は、なかなか複雑な問題を含んでおりまして、今度の議會でも成立するかどうかはわからない。この法律が予定通り成立しないといふことになりませうと、どういふふうな銀の地金を確保するか、こういう心配が即座に生まれてくるわけでございますけれども、この点はどういふふうにお考えになつておられるでしょうか。

○政府委員(河野通一君) 先ほど申し上げましたやうに、今からずっと製造を続けて参りまして、まあ来年の暮ぐらゐまでは何とかあるものでやつていくのじゃないか。そうした場合に、今お話の接収貴金属の關係の処理がもしそれまでに間に合はなかつたらどうするかといふことになりませうが、私どもはこの法律のなるべくすみやかなる通過成立を心から願ひますといふことを、期待するといふことを申し上げるよりほかにございませう。ただ先ほど来申し上げましたやうに、この接収貴金属の処理の中に含まれておりまする国に属すべき銀といふものは、これはいづれの日かはやはり国にこれは属するものだと思います。ただその時期がずれるだけであらう。いかなる処理がなされても、その現物としての地金はいづれは国に属するべきものであらう。かりに一番最悪の場合を考えれば、いづれは国に属するものであつて、処理が具体的に法律によつてきまらないうちの場合において、しかも銀が製造に間に合はないうち事態がかりに起つたとすれば、私は一時的

にはそれは非常に最悪の事態でありま  
ずけれども、輸入してもいい、そうし  
てそれが解除されるときにそれを輸  
出して補てんしてもいい。いろいろな  
方法があると思います。しかしそうい  
うことにならないで、できるだけ早く  
あの法案が通過し、私どもがそれを心  
配しないで、百円硬貨が製造が続けら  
れるようになることを念願しておる次  
第でございます。

○平林剛君 私はこの通貨政策の問題  
については、たびたび理財局長とは多  
少の見解の違いがありまして、あなた  
と何回かにわたって質疑応答をいたし  
ましたが、かつてあなたは私の質問に  
答えて、百円硬貨の発行と接収貴金属  
の処理とは関係がないという答弁をな  
さっておった。今私けんかしようにい  
うつもりはありませぬ。あなたの答弁  
は違ふじやないかというのをほんとう  
は追及できるのですけれども、今の  
御説明によると、明らかに接収  
貴金属と関係がある。前に私が尋ねた  
ときは関係はありませぬと答弁してお  
ります。この点は、あなたはこの通貨  
政策に対する私の質問に対してうそを  
言っていると思いませんか、し  
ばしばしば前の答弁とあとの答弁が食い  
違つてきている。最近の大蔵省の資料  
にははつきり、百円硬貨の製造と、そ  
れから継続審議中の接収貴金属の法律  
案とは関係はあつた、こう言つておる  
のであります。あなたは答弁の食い違  
いをどういうふうに私に説明してくれ  
ますか。

○政府委員(河野通一君) 私は平林さ  
んからの御質問で、どういうふうな御  
質問にお答えしたかは、はつきり記憶は  
ありませんが、こういうことは、申し  
上げたかと思ひます。接収貴金属の処  
理によつて出てくる銀の利用方法とし  
て銀貨を出すのじやないか、こういう  
御質問がたしか衆議院でありました  
か、あるいはこの委員会でありました  
か、私記憶いたしません、そういう  
御質問に対しては、私はそういうこと  
は考えていない。接収貴金属の処理に  
よりまして生じてくる銀の使い道を作  
るために銀貨を、百円硬貨を出すこ  
うことは考えておらないということ  
は申し上げました。

それからもう一つ、この接収貴金属  
の処理案がこの国会で通らなければ、  
百円硬貨が出せないという意味におい  
て関連があるかという御質問に對して  
は、私はそれは関連がない。今持つて  
おる二百トンあまりの銀でこゝ一年半  
なり二年近くのもののはつたげるから、  
その関係からこの国会で接収貴金属の  
処理法案が通らなかつたら、当然に百  
円硬貨を作れないじやないかというこ  
とに對して、私そういうことはありま  
せん、ということに申し上げたことがご  
さいいます。だからその時期の問題とし  
て、私どもは当然その二百トンにわた  
る銀がこの百円硬貨を作る場合に要る  
のですから、それは何らかの方法で作  
らなければならぬ。しかしそれが私  
ども、接収貴金属の法律が通らなくて  
も、今申し上げましたように当分はつ  
なげるのみならず、いずれは国のもの  
になるのですから、一時は輸入してま  
かなつても……最悪の場合に輸入して  
まかなつてもいいのじやないかという  
観点に立っています。

○平林剛君 あなたさつきから、日本  
銀行の政府に対する要求がありました  
かと聞けば、要求はありませぬ、御希

望はありましたというふうです、すね、  
言葉でもつてすり変えているけれど  
も、そういうお答えは、私の前の委員  
会との関連から見ても、どうも言葉ですり  
変えているという態度で、まことに私  
は遺憾に存じます。なぜかといへば、  
通用するところの補助貨幣というもの  
は、たとえば百円硬貨を例にとつて  
も、七億七千万枚あつて初めて国民の  
通貨量として通用するのであつて、初  
年度二百トンの銀で鑄造して、それだ  
けで国民の通貨というわけにはいかな  
いのは、だれでも理解できることであ  
ります。そうすれば、前の質問につい  
ても、私は当然一年間ではできるけれ  
ど、あとでできないというようなこ  
とを、ただ言葉でごまかしてしまふとい  
うのでなく、通貨量として全般から考  
えれば、接収貴金属と関係があるの  
ではないか、こういうことを言つたので  
すよ。それを一年間は関係はございま  
せん、ということにだけしては、これ  
は、答弁としてはうまいかもしれませ  
んけれども、真意をすり変えていると  
いうことになりまふ。このときの議事  
録にも一回調べてみて、あとであなた  
に、こういう何といひますかお答え  
では、悪くいへば私ををごまかしてい  
るものだし、まあそんなに怒るつもり  
はありませぬけれども、どうもしばし  
ばこういうお言葉を使われるというこ  
とは、議員の正当な判断というものを  
間違えるということになりますから、  
注意してもらいたいと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) ちょっと速記  
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をつけ  
て。

○江田三郎君 いずれあとから聞きま  
すが、この臨時通貨法の一部改正に關  
連して、三月二十二日にミツマタ対策  
要綱という閣議決定があつたわけであ  
る。この閣議決定の内容についてはこ  
の次に聞きますけれども、私はこの次  
の委員会にこの閣議決定のミツマタに  
關して農林大臣の出席をお願いしてお  
きます。

○平林剛君 最後に、私接収貴金属の  
処理以外に銀の地金を確保するという  
建前から、将来民間からこの地金を買  
い上げる計画、あるいは銀の地金を輸  
入するような計画があるかどうか、  
この点について簡単に御答へを願つ  
ておきたい。

それから、きょうすぐでなくとも  
けつこうですから、もしかりに民間か  
ら銀の地金を買い上げるといふような  
場合に、これを提供する会社はどうい  
うところか、資料がございましたら御提  
出を願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 平林委員御  
案内と思ひますが、実は数年前までは  
銀の需要というものは非常に実は少  
かつたのであります。むしろ日本では  
輸出をしておつたようなわけですが、  
は。この二、三年前から写真工業その  
他の関係から非常に銀の需要がふえた  
のであります。現在では輸出はもちろ  
んできなくなりまして、まあちよつと  
需給が非常に窮乏な程度で、とんとん  
よりやや不足の程度です。しかし  
足らぬといつても大して足らぬわけ  
はございませぬ。従ひまして、私とい  
たしましては、日本の国内における政  
府のソース以外から、この硬貨の鑄造  
のために銀を買うという計画を持つて  
おりませぬ。従ひまして、今、後半の

御質問に對しても、そういうことを考  
えておりませぬので、資料はよろし  
うございませぬ。銀を製造しておりま  
す会社はわかりますが……。

○平林剛君 それでけつこうです。

○樺葉夫君 先ほどの十年間にお  
つた八億ばかりの硬貨を作るという  
ことですが、そうすれば造幣局の方の  
職員の整理とか待遇の低下というふ  
うなことは一応これは心配ないというこ  
とになります、印刷局の方の職員の  
方には十年間ばかりは影響はないとい  
うお話をしたけれども、私は、この次  
に伺つたらいいようなものですか、  
も、ちよつとはかの法律の關係があり  
まして、他の委員会に出なければなら  
ぬかとも思ひますので、ちよつとこの  
機会にお尋ねをしたいのですが、首に  
するようなことはなから心配する  
な、こういうお話はありますけれど  
も、どういふ計画でこの印刷局の方の  
従業員の整理その他については影響が  
ないか、御計画があるのならば、この  
機会にやはり不安のないように御説明  
を願つておきたいのです。

○政府委員(河野通一君) 公式に資料  
としてお配りするほど実は公式なもの  
はございませぬ。これは十年先までの  
ことでございまして、なかなか公式  
的なものはございませぬが、一応非常  
にかたく見積つて、なおかつ、と申し  
ますのは、たとえば今後における銀行  
券の発行高の趨勢、これはどういふ  
うに見るか、非常にむづかしいのであ  
ります、これもできるだけかために  
押えて計画を作り、そして製造發行  
の準備を銀行ではどの程度持たなけれ  
ばならぬかといふようなことにつ  
きまして、相当推定が要りますけれど

九

も、これも入れて、それから作業係数というものを出して、その作業係数の経緯を見ますと、十年間には大体人員の整理は、この関係からは人員の整理ということにはならないというものは、一応非公式の計画は作ってございます。正式の資料としてはちよつとお出しするだけの実は自信がございませうが、非公式の計画ならばごらんいただけるものは用意いたしていいと思います。

○椿繁夫君 これは非公式なものでもけっこうですから、今政府には作業計画などがあるはずですから、それを一つお示し願いたいと思います。

○栗山良夫君 私は政府の本案に対する提案理由の説明の中に、「最近の経済取引の実情に沿わないというところ」と、「これが一つの大きな理由になつておりますが、それが具体的にどういふことか、よくわからない。従つてこの次にでも少しお尋ねしたいと思つておりますが、そのために資料として、現在の流通通貨の総量について紙幣並びに補助貨幣、硬貨の発行金額、枚数、そういうものを一つ出していただきたい。それからそれと同時に、あなた方、一万円札の計画をお持ちになつておりますが、五千円及び一万円札並びに百円の硬貨、こういう新しい紙幣、硬貨を大蔵省の計画の通りに発行されたときにはどうなるのか、それを一つ。

それから第三として、経済取引の実情に沿わない、こういうんだから、従つてアメリカあるいはイギリス、ドイツ、フランス、こういう諸外国は、今申し上げましたと全く同様な状況においてどうなつておるか、これは一つ資料として出していただき

い。  
○委員長(廣瀬久忠君) 暫時休憩をいたします。

午後零時四十一分休憩  
〔休憩後開会に至らなかった〕

五月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、臨時通貨法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十五日)

一、預金等に係る不当契約の取締に関する法律案(予備審査のための付託は四月四日)

五月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「加算金又は延滞金」を「延滞金」に改め、同項を

同条第二項とする。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二十一条中「加算金若しくは」を削る。

第五章中第二十二条の前に次の一條を加える。

(補助金等の交付の申請等の特例)  
第二十一条の二 災害復旧事業、土地改良事業その他政令で定める事業で積雪、寒冷等の特殊な気象状況その他やむを得ない事由により前年度以前に行つたものについて補助金等を交付する場合においては、その補助金等の交付の申請、決定等に関し、政令で、この法律の規定の特例を定めることができる。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前に納付すべきであつた加算金(この法律の施行の日の前日までの期間に係る加算金に限る)の納付、免除又は徴収については、なお従前の例による。